

平成24年度第1回坂東市地域公共交通会議（平成24年10月18日）協議結果等について

協議結果について

- （1）審議第1号 坂東市デマンドタクシー運行要領の見直しについて
軽微な変更、車両登録番号の変更を加えるかたちで、検討する。

今後の予定について

- ・来年4月1日から運行時間を変更した内容で、事業認可の手続きを進め、来年4月に運行内容を改正し、引き続きデマンドタクシーの実証運行をしていく。

○新旧対象表 ※下線部が変更点

新	旧																				
<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>2) 乗降場所：登録者の自宅、公共施設、商店や飲食店、工場などの事業所、医療機関、<u>金融機関等</u></p>	<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>2) 乗降場所：登録者の自宅、公共施設、商店や飲食店、工場などの事業所、医療機関、<u>金融機関</u></p> <p>※乗降場所については、上記の場所の他に神社や寺などの場所も想定されることから、「等」を加えました。</p>																				
<p>(3) 運行計画</p> <p>3) 使用車両：〔<u>常用車</u>〕ワゴン車 2両 〔<u>予備車</u>〕セダン型 2両</p>	<p>(3) 運行計画</p> <p>3) 使用車両：<u>タクシー車</u>両</p>																				
<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>5) 運行時間：午前<u>8</u>時から午後<u>5</u>時までの8時間 (休憩時間1時間を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="1121 1323 1342 1592"> <thead> <tr> <th colspan="2">時刻表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8:00</td> <td>13:00</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>14:00</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>15:00</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>16:00</td> </tr> </tbody> </table>	時刻表		8:00	13:00	9:00	14:00	10:00	15:00	11:00	16:00	<p>2 事業の内容 (3) 運行計画</p> <p>5) 運行時間：午前<u>7</u>時から午後<u>4</u>時までの8時間 (休憩時間1時間を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="1121 562 1342 831"> <thead> <tr> <th colspan="2">時刻表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>7:00</u></td> <td>11:00</td> </tr> <tr> <td>8:00</td> <td>13:00</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>14:00</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>15:00</td> </tr> </tbody> </table>	時刻表		<u>7:00</u>	11:00	8:00	13:00	9:00	14:00	10:00	15:00
時刻表																					
8:00	13:00																				
9:00	14:00																				
10:00	15:00																				
11:00	16:00																				
時刻表																					
<u>7:00</u>	11:00																				
8:00	13:00																				
9:00	14:00																				
10:00	15:00																				

<p>2 事業の内容 (3) 運行計画 9) (削除)</p>	<p>2 事業の内容 (3) 運行計画 9) <u>運行期間：道路運送法第21条許可 の日から1年間とする。</u></p>
<p>(8) <u>運行内容の変更</u> 運行内容の変更は、坂東市地域公共交通会議の議決により決定する。道路運送法等関係法令に規定する以外の軽微な変更については、坂東市において決定することができるものとする。 <u>なお、使用車両を変更する場合は、事務局及び事業者との間で協議し、決定することができるものとする。</u> <u>この場合、変更後最初に開催される坂東市地域公共交通会議において報告するものとする。</u></p>	<p>(8) <u>運行内容の変更</u> 運行内容の変更は、坂東市地域公共交通会議の議決により決定する。道路運送法等関係法令に規定する以外の軽微な変更については、坂東市において決定することができるものとする。</p>